

令和 3 年

第 5 7 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 3 年 2 月 1 0 日	開会
	令和 3 年 2 月 1 0 日	閉会

令和3年第57回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月10日
閉会 2月10日
会期 1日間

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月10日（水）	本会議	午前10時	開会 議会運営委員の辞任 議長の選挙 議会運営委員の選任 会議録署名議員の指名 議席の指定 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 承認第1号 専決処分の承認について 議案第1号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画について 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例 議案第6号 沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例 議案第7号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月10日（水）	本会議		議案第10号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第11号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号） 議案第12号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号） 議案第13号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第14号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 目 目

2 月 1 0 日 (水)

令和３年第５７回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和３年第５７回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和３年２月１０日（水）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和３年２月１０日　：　午前１０時００分）

閉会（令和３年２月１０日　：　午後　０時４９分）

開会の宣告（副議長　山城　良一）

閉会の宣告（議長　神谷　嘉栄）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	山　川　安　雄
２	吉　浜　　覚
４	與那嶺　　透
５	崎　浜　秀　進
６	山　城　良　一
７	仲　間　信　之
９	島　袋　義　範
１０	小　嶋　勝　喜
１１	伊　・　正　徳
１２	森　山　　悟
１３	伊　計　裕　子
１４	宮　里　　歩
１５	喜屋武　すま子

議席番号	氏　　名
１６	比　嘉　麻　乃
１７	徳　田　将　仁
１８	石　垣　大　志
１９	新　垣　一　史
２０	宮　平　喜　文
２３	垣　花　恵　忠
２５	新　垣　幸　子
２６	砂　川　泰　秀
２７	宜　保　安　孝
２８	花　城　勝　男
２９	神　谷　嘉　栄

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
３	池　原　　太
８	仲　間　ト　ム
２１	上江洲　智　章

議席番号	氏　　名
２２	渡　口　　亮
２４	親　川　　清

４．出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	仲 座 円
総 務 課	赤 嶺 日出香

課 名	氏 名
総 務 課	与那覇 大二郎

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	當 山 宏
副広域連合長	島 袋 秀 幸
副広域連合長	
事務局 長	具志堅 兼 栄
総 務 課 長	大 城 朝 敏

職 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 善 則
会 計 課 長	野 原 学
認定課長兼中部 調査認定事務所長	與那覇 準
南部調査認定 事務所長	新 川 高 志
北部調査認定 事務所長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

同 意 第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

承 認 第 1 号 専決処分の承認について

議 案 第 1 号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画について

議 案 第 2 号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

議 案 第 3 号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例

議 案 第 4 号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例

議 案 第 5 号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議 案 第 6 号 沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例

議 案 第 7 号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 8 号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 9 号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 10 号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 11 号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）

議 案 第 12 号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）

議 案 第 13 号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算

議 案 第 14 号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算

令和3年第57回議会（定例会）議事日程（第1号）

2月10日（水） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		議会運営委員の辞任	
2		議長の選挙	
3		議会運営委員の選任	
4		会議録署名議員の指名	
5		議席の指定	
6		会期の決定	
7		諸般の報告	
8		広域連合長の施政方針	
9		一般質問	
10	同意第1号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
11	承認第1号	専決処分の承認について	即決
12	議案第1号	第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画について	即決
13	議案第2号	沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例	即決
14	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例	即決
15	議案第4号	沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例	即決
16	議案第5号	沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	即決
17	議案第6号	沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例	即決
18	議案第7号	沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	即決
19	議案第8号	沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
20	議案第9号	沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
21	議案第10号	沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
22	議案第11号	令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）	即決
23	議案第12号	令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）	即決

○副議長 山城良一 ただより令和３年第57回
沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会致します。

日程第１ 議会運営委員の辞任の件を議題と
致します。

地方自治法第117条の規定によって、神谷嘉
栄議員の退場を求めます。

（神谷嘉栄議員 退場）

○副議長 山城良一 ２月９日、神谷嘉栄議員
から職責上の理由により議会運営委員を辞任し
たいとの申出があります。

お諮り致します。本件は、申出のとおり神谷
嘉栄議会運営委員の辞任について許可をすること
にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 山城良一 異議なしと認めます。し
たがって神谷嘉栄議会運営委員の辞任を許可す
ることに決定しました。

神谷嘉栄議会運営委員の辞任の件に賛成の方
は、挙手をお願い致します。

（賛成者挙手）

○副議長 山城良一 全員賛成であります。し
たがって神谷嘉栄議会運営委員の辞任の件は許
可することに決定致しました。

しばらく休憩致します。

休 憩 （午前10時01分）

～～～～～～～～～～

再 開 （午前10時02分）

（神谷嘉栄議員 入場）

○副議長 山城良一 再開します。

日程第２ 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方
自治法第118条第２項の規定によって、指名推
選にしたいと思います。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 山城良一 異議なしと認めます。し
たがって選挙の方法は指名推選で行うことに決
定致しました。

お諮りします。指名の方法については、副議
長が指名することにしたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 山城良一 異議なしと認めます。し
たがって副議長が指名することに決定しました。

議長に神谷嘉栄議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しまし
た神谷嘉栄議員を議長選挙の当選人と定めるこ
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 山城良一 異議なしと認めます。し
たがってただいま指名しました神谷嘉栄議員が
議長に当選されました。

ただいま議長に当選された神谷嘉栄議員が議
場におられます。会議規則第33条第２項の規定
によって、当選の告知をします。神谷嘉栄議員、
あなたは議長に当選されました。当選の承諾及
び挨拶をお願いします。

○議長 神谷嘉栄 この度、議長に務めさせて
いただくこととなりました神谷嘉栄と申します。
議事運営、誠心誠意職責を全う致しますので、
どうかよろしくお願い申し上げます。

（神谷嘉栄議長、議長席に着く）

○議長 神谷嘉栄 それでは、日程第３ 議会
運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任について
は、委員会条例第３条の規定によって森山悟議
員を指名したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。した
がいまして議会運営委員は森山悟議員に選任す
ることに決定しました。

日程第４ 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、議席16番 比嘉麻乃議員及び議席17番 徳田将仁議員を指名致します。

日程第５ 議席の指定を行います。
金武町より当選されました仲間トム議員の議席は引き続き８番に。田仲議員の任期満了に伴いまして、嘉手納町より当選されました花城勝男議員は28番に。私、神谷嘉栄は29番に会議規則第４条第２項の規定によって指定致します。

日程第６ 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日の１日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日の１日間に決定致しました。

日程第７ 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりでございます。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定により例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しています。

２月９日に全員協議会を開催しました。
これで諸般の報告を終わります。

日程第８ 広域連合長の施政方針を行います。
広域連合長。

○広域連合長 當山 宏 おはようございます。本議会の開会の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

前新垣広域連合長の任期満了に伴いまして、昨年12月22日付で広域連合長に就任を致しま

した嘉手納町長の當山と申します。初めての広域連合議会で緊張しておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。議員諸賢のご理解、ご協力をいただきながら、当広域連合の適正運営に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ致します。それでは令和３年度の施政方針を申し上げます。

はじめに

本日、令和３年第57回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）の開会に当たり、一般会計及び特別会計予算、諸議案の説明に先立ち、当広域連合の令和３年度運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、介護保険制度が平成12年から開始され、当広域連合はその３年後の平成15年度より本格稼働し、まもなく18年が経過しようとしております。

介護保険制度開始時2,204万人であった65歳以上の被保険者は、令和２年９月には3,617万人と1.64倍に増加しており、また要介護（及び要支援）者については218万人から令和２年９月現在676万人と3.1倍にまで増加しております。一方の沖縄県は、全国で高齢化率の最も低い地域となっておりますが、それでも令和２年（2020年）には高齢化率22.1%に達し、令和７年（2025年）には24.7%と、県人口の４人に１人が高齢者になると予測されております。認定者についても、令和２年見込み５万9,596人から、令和７年には６万9,720人と、17.0%の認定者増が予想され、介護保険の必要性はますます高まって参ります。

介護保険事業の執行について、国は、団塊ジュニア世代の高齢化及び、現役世代の減少する、いわゆる2025年及び2040年問題を見据えて進めているところであり、基本、この方向性は変わりがないところであります。しかし、令和３年度における国の介護保険事業の重要なポイ

ントは、現在世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症対策を始め、災害医療体制の充実や介護分野の就労支援、受け皿整備などが中心となっております。

当広域連合におきましても、国の方向性を見据えながら事業執行に努め、介護保険制度の持続的発展の為に、これまで以上に保険者機能を発揮し「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してまいります。

さて、令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度に当たります。この第8期計画における基本指針として、国より7つの施策が示されております。まず「①2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備」として、前計画と同様、高齢者人口増を見据えた事業執行に努めること。「②地域共生社会の実現」として、縦割りや支え手・受け手の関係を越え、地域住民が「わが事」として、地域共生社会を実現するために包括的な支援体制や具体的取り組みを進めること。「③介護予防・健康づくり施策の充実・推進」として、高齢者等が社会参加により活躍できるようPDCAサイクルに沿った環境整備を行うこと。「④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県や市町村間の情報連携の強化」の対策として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、一体的にサービスを提供できる施設の整備と、情報共有を推進すること。「⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」として、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進するため、「通いの場」の拡充を推進すること。さらに「⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保・業務効率化の取り組みの強化」として、介護人材確保が困難な昨今の状況に鑑み、県や市町村と連携し、計画的に進めること。そして「⑦災害や感染症対策に係る体制整備」として、災害発生や、感染症流行に際し、介護サービス提供や介護事

業者との連携の上で、重大な困難への備えとしての体制整備等を促すこととなっております。第8期計画は、第6期から第7期計画までの目標や、具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備や、現役世代が急減する2040年の双方を念頭として、高齢者人口の動向や、介護サービスのニーズを中長期的に見据えるよう求めています。

沖縄県介護保険広域連合は、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業を目指す決意のもと、これら国の方針に沿って、構成市町村との連携とともに業務に取り組んでまいります。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

住民が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化および推進をしてまいります。

具体的取り組みとして、構成市町村における①在宅医療・介護連携の推進②認知症施策の推進③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進④地域ケア会議の推進⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携⑥介護に取り組む家族等への支援の充実⑦高齢者虐待防止の対応の7つの取り組みを支援してまいります。

2 地域支援事業の推進

今後は、さらなる高齢化が進展し、介護のニーズを有する高齢者の増加が見込まれております。このような中、住民主体のサービスを利用し、地域のつながりを継続することは、重症化防止につながると考えられることから、引き続き「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施し、住民主体型サービスの充実のため、構成市町村の実情に応じた支援を行っ

てまいります。

介護保険事業の中核となる「市町村地域包括支援センター」に関しては、今後の高齢化の進展に伴い、業務量の増加が見込まれ、外部委託等を含めた運営体制の変動が考えられることから、これを踏まえつつ、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師の専門職の充実配置を促してまいります。

また、構成市町村への支援を目的として、令和2年度より配置した地域支援推進員については、引き続き構成市町村のアドバイザーとして地域支援事業の実施に関する支援を行い、事業を推進してまいります。

なお、構成市町村の実施事業については、当広域連合のホームページや広報誌で紹介し、住民の介護予防の普及啓発に取り組むと同時に、高齢者自身の「自助」及び地域の「互助」の活動促進を図ってまいります。

3 介護・介護予防サービス基盤の整備

高齢者が可能な限り住み慣れた居宅または地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスを中心に地域のニーズに即した介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

また、高齢者が安心安全かつ適正なサービスを利用できるよう、介護サービス事業者の指導監督を通し、介護サービスの質の確保及び向上に努めてまいります。

保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）については、構成市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等の取り組みを推進するためのものですので、評価指標該当状況調査票においての得点向上を目指すため、認知症予防や介護度悪化防止への取り組み状況を分析し、より密接な構成市町村との連携を行い、交付金活用についても、構成市町村とのヒアリング等による意見交換を基に、効果的な事業執行に努めてまいります。

具体的な執行については、令和2年度より配

置した地域支援推進員の配置や、令和2年度の法令整備により、構成市町村が独自の事業展開が行えるようになったことから、より精力的な事業展開を促し、介護予防事業の充実を目指してまいります。

また、令和2年度から新たに設置された「保険者努力支援交付金」については、国の動向に注視し、同交付金の大きな目的とされる「通いの場での介護予防や健康づくり」を前提に、「居場所の充実」に焦点を当てた取り組みに有効活用してまいります。

4 介護保険事業の適正化

保険料の収納率向上を目標とした対策として、「介護保険料収納率向上計画」に基づき、①確実な収納が見込まれる口座振替の推進、②初期滞納者（現年度分）への収納対策の推進、③納付資力のある滞納者に対する滞納処分（預金口座差押）の強化を重点ポイントに引き続き取り組んでまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、令和3年度から、コンビニエンスストアの窓口での保険料の支払いにも対応します。

24時間対応可能なコンビニエンスストアでの支払いにより、「納め忘れ」による滞納を削減し、被保険者の利便性向上に大きく貢献すると考えております。

要介護認定業務については、更新認定の有効期間の上限が48箇月に拡大されるため、円滑な制度の導入及び移行に取り組めます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、更新申請に係る認定調査及び認定審査が令和3年度に繰り越され、要介護認定調査の件数増大が見込まれるため、認定遅延対策に努めるとともに適正かつ円滑な認定調査の実施に取り組めます。さらに、構成市町村や病院等、介護支援事業所と連携し、迅速な要介護認定に努めてまいります。

ケアプラン点検及び縦覧点検等の点検業務に

おきましては、第7期介護保険事業計画の検証を踏まえ、実施率の向上を図るだけでなく具体的な効果の検討及び定量的な実施目標の設定を行い取り組んでまいります。介護保険制度の信頼性の確保と持続性を図るため、介護予防及び重度化防止に資する適正なサービス利用を促すとともに、不適正な給付の防止及び是正に努めてまいります。

介護サービスに対し、迅速かつ的確に対応するため、定員適正化計画及び職員採用計画に基づいた職員を採用することで、当広域連合業務の安定的な運営を図ってまいります。また、人材育成基本方針に基づき職員の職務能力向上を図ってまいります。

5 介護サービスの平準化

低所得者への支援については、社会福祉法人等と連携し、事業実施法人の増加に取り組むなど社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。また、被保険者や介護支援専門員、介護サービス事業者への周知活動を強化し、低所得者の介護サービス利用促進に取り組んでまいります。

離島等市町村に対する支援については、被保険者が離島等市町村においても必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業所と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。

介護保険料については、広域連合設立当初から3ランク制度を採用しておりますが、この賦課設定については、令和6年度より始まる、次の介護保険事業計画第9期から保険料均一賦課を実施することが決定しております。介護保険事業計画第8期期間中の令和3年度から令和5年度においては、介護サービスの平準化の方策について方向性を固め、スムーズに移行できるよう進めてまいります。

6 情報等の周知について

介護保険制度への理解を促すため、広報誌の発刊やホームページを公開しております。引き続き、構成市町村との連携によるわかりやすい情報の発信に努め、介護サービス利用に対する被保険者の利便性の向上を図ってまいります。また、令和3年度は負担限度額認定や高額介護サービス費について制度改正が行われることから、対象者に対して改正内容を記載したリーフレットを送付するなど、制度改正の周知にも努めてまいります。

むすびに

以上、第8期事業計画の初年度となる令和3年度の当初予算は、これまでの施策成果を踏まえ、「共生社会の実現に向けて」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「地域支援事業の推進」、「介護・介護予防サービスの基盤の整備」、「介護保険事業の適正化」、そして「介護サービスの平準化」の6つの基本方針に基づき編成しました結果、

一般会計 1,563,628,000円

特別会計 35,721,320,000円 となっております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、業務執行の上で大きな制約のある一年でしたが、令和3年度もこの状況は続くことが予想されます。事業執行の停滞は、被保険者へのサービス提供にも影響が出ることが予想されることから、引き続き介護保険事業の健全運営と、丁寧な分析を心掛け、沖縄県介護保険広域連合の目標達成に全力を挙げて努めて参ります。

議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年度の施政方針と致します。

令和3年2月10日、沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。どうぞよろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで當山宏広域連合長の施政方針を終わります。なお、議案については

後ほど事務局長より説明致します。

日程第9 一般質問を行います。

発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内とします。順次発言を許します。

25番 新垣幸子議員。

○25番 新垣幸子 25番 新垣幸子でございます。通告書に従いまして、1点質問致します。

質問項目1. 主任介護支援専門員の充実配置の促進について。①管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）において、「令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でないものが管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。」ことになり、関係者のご尽力に対し、心から感謝申し上げます。さて、主任介護支援専門員の充実配置の促進について、具体的な見解をお聞かせ下さい。②県で実施している介護支援専門員や主任介護支援専門員の資格取得の研修や実技の受験を離島でも実施できるよう依頼できないか要望したいがいかがでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 新垣議員のご質問①主任介護支援専門員の充実配置の促進に関する見解についてお答え致します。

主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの推進及び介護支援専門員の人材育成など重要な役割を担っております。平成31年3月に広域連合内の居宅介護支援事業所の調査を行った結果、主任介護支援専門員が在籍していない事業所が3分の1強、存在することが明らかとなっております。今年度については、現在国による全国的な調査が行われているところでございます。全事業所が速やかに管理者要件を達成できるよう引き続き主任介護支援専門員の配置

状況を把握し、情報提供等の支援及び指導を実施して参ります。

次に、ご質問②離島における研修及び試験の実施依頼についてお答え致します。介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得に係る研修の離島開催については、昨年度県より研修を委託されている沖縄県介護支援専門員協会に対し要望を行いました。今年度はインターネット配信等による方法で研修が実施され、離島地域の方々についても渡航することなく受講することが可能となっております。試験につきましては、本島、宮古島市、石垣市の3会場となっており、受験者数などを考慮しながら実施されているようであります。当広域連合と致しましては、離島地域の方々が資格を取得しやすい環境を整えるため、沖縄県及び関係機関と情報を共有し、意見交換等を行いながら要請して参ります。

○議長 神谷嘉栄 25番 新垣幸子議員。

○25番 新垣幸子 それでは再質問致します。

先ほど離島の試験を受ける体制を県や関係者と検討していくということでありましたので、私はすごくうれしく感じております。それでまた再質問をさせていただきますけれども、改正時の改正の内容をまた再度確認をここで致したいと思います。1番目に、管理者要件として令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。ただし、以下のような主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするということで、こういったことが挙げられるかと言うと、令和3年4月1日以降に不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と今後の管理者確保のための計画書を保険

者に届け出た場合と、もう一つが特別地域居宅支援加算、または中山間地域などにおける小規模事業所加算を取得できる場合というふうにあります。それとまた2点目は、管理者要件の適用の猶予ということで先ほど読み上げたことが挙げられます。

さて、ここで介護支援専門員になるためには要件として、まず1番目に社会福祉士や介護福祉士、看護師などの国家試験を取得した上で、それらの実務経験が5年以上であること。2番目に、介護老人福祉施設や在宅サービス事業所などでの実務経験が有資格者で5年以上であることが要件となっております。調べたところ、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を終了することで資格を取得することができます。この試験に合格するためには、例えば独学とか通信及び通学で受験勉強をすることになります。合格すると87時間以上の実務研修、そして登録申請として介護支援専門員証が交付されます。その後、実務経験6か月以上3年以内は56時間の専門研修Ⅰを受講。そして3年以上につきましては32時間の専門研修Ⅱを受講することになり、5年に1回更新となります。ちなみに合格率は、平成28年度から今までで大体10%から20%の合格率があるそうですが、沖縄県で去る令和2年10月11日に開催されたところの受験では、国内全体で4万6,456人中、沖縄県では598人の方が受験しているということです。また、主任介護支援専門員になるためには70時間の主任介護支援専門研修を修了することで資格を取得することができます。5年ごとの更新をする際は46時間の主任介護支援専門員更新研修を受けて更新することになっております。ちなみに、令和2年度沖縄県主任介護支援専門員研修は新型コロナウイルス感染防止のため、全日程ウェブ配信によって研修が実施されたとのこと。私もずっとこのように申し上げてきたんですが、やはりこう

いった研修とか試験とか結構時間が取られます。それらのことを鑑み、以下のことをまたさらに要望致します。

社会福祉士や介護福祉士の国家試験対策講座や介護支援専門員実務研修講座試験の事前学習会及び試験を各離島で実施できるようにしてほしいです。ちなみに先ほどもおっしゃられておりましたけれども、受講試験については宮古島市とか石垣市でも実施していますね。さらには主任介護支援専門員になるため、先ほども申しましたが70時間の研修、また5年ごとの46時間の更新研修を受けることになっていますが、こういったことも併せて結構時間が取られて、やはり離島で職務をしていく上で、なかなか人数が少ない中でそういったことをするのは大変ハード、厳しい状況でありますので、何とか実施できないかということでもちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 お答えします。

主任介護支援専門員につきましては令和9年3月31日までとなっておりますが、離島や中山間地域は例外としておりまして、期限なしで管理者を主任介護支援専門員とすることができるというふうになっております。

研修につきましてはですが、引き続きインターネットによる配信をできるように協会のほうに要請して参りたいと考えております。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 新垣議員のご要望、国家試験等の対策講座を離島で受講できないかということなんですが、議員がおっしゃったとおりケアマネジャーになるためには一定の職種で5年以上、かつ900日以上勤務実績がなければなりませんというのが条件なんです。その一定の職種とは、先ほど言いました生活相談員とか支援相談員、相談支援専門員等がございますが、この分については議員のご理解のとおり

各講座をお金を払って受講するという形で今対応しているんですが、これの離島での講座というのは、基本的に離島にいる方は通信で講座をして受講している方が大部分です。しかしながら、そういう講座につきましては結構経費がかかるということで、そのためのご要望だと思っておりますが、ただ実施をする場合については介護保険広域連合だけで実施をするというのは大変厳しい状況でございますので、そういう離島等の要望があるということで国のほう、または県のほうにそういう要請をしまして、各地の離島…、ただ小さい離島をくまなくということは大変厳しいと思いますので、その中で離島を何か所か選びまして、対応できるような方向性も含めて要請をしていく考えであります。

○議長 神谷嘉栄 25番 新垣幸子議員。

○25番 新垣幸子 ただいま通信で勉強したりとか、またインターネットでの受験とか、そういったこともとてもいいことかと思えます。そしてまた今、国や県にこれを要望していくということで、これはぜひお願いをしたいと思っております。多くの方が資格取得をできるような体制づくりが重要だと考えておりまして、私がいま久米島でも介護支援専門員が不足しており、本島から7名の方が応援に来ていただいている状況でございます。それでも対応が精一杯です。また、島内には居宅介護支援事業所が4か所ありますけれども、主任介護支援専門員は2か所で管理者となっております。このことについて、やはり今後離島全体において後継者育成の観点からしても考慮をしないといけないと思っております。また先ほどありました令和3年の施政方針の中でも、2の地域支援事業の推進が掲げられておりますので、これまで幾つかの提案をした中で前向きなご意見をいただきましたので、これからもまた国や県に呼びかけて、何か一つでも離島の方々が受けられるような環境状況をつくっていただきたいなと思っ

ております。ありがとうございます。以上です。

○議長 神谷嘉栄 これで新垣幸子議員の質問を終わります。

13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 皆さん、おはようございます。伊計裕子です。通告書に従いまして質問致します。

施政方針についてです。①“はじめに”で「令和3年度における国の介護保険事業の重要なポイントは、現在世界中に蔓延している新型コロナウイルスの感染症対策を始め、災害医療体制の充実や介護分野の就労支援、受け皿整備などが中心」とあります。沖縄県広域連合としての具体的な施策を伺います。②“2 地域支援事業の推進”では、「市町村地域包括支援センター」に対する支援が述べられていますが、現在でも運営が厳しいと聞いています。広域連合内の他市町村の地域包括支援センターの現状はいかがでしょうか。財政的支援も必要だと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 では伊計議員の質問にお答え致します。

まず施政方針について、①の対応について、広域連合において対応可能な部分をお答え致します。まず感染症対策につきましては、事業所に対する集団指導等での対策指導や感染症関連の情報連携及び周知等を講じる予定であります。災害医療体制の充実につきましては、医師会との連携や災害時に市町村で必要とされる高齢者のリストの提供等により、要介護・要支援者の初動対応を迅速に行えるよう支援します。介護分野の就労支援につきましては関係機関と連携し、国・県への要請や情報発信等を講じていくことを考えております。状況に合わせて広域連合として対応可能な部分については積極的に進めて参ります。

続きまして②の地域包括支援センターの運営状況につきましては、現在人員確保に苦慮をしております、9市町村で人員基準を満たしていない状況があります。満たしていない主な要因につきましては、専門職の常勤専従での確保ができない状況があります。包括支援センターの適正な運営には人員確保は重要な課題であることから、これらも適正配置に向けて取り組んで参ります。また、財政的支援については地域支援事業の包括的支援事業費で代用可能となっております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ありがとうございます。

①の集団指導、情報ということですが、もう少し具体的に何か、広域連合としてできること。この集団指導の在り方を教えていただけますか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 お答え致します。

集団指導につきましては、感染症対策及び業務継続に向けた取組方法等について周知徹底し、アンケートにより事業所の取組状況を把握して、課題等を把握して対応していきたいと考えています。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 今日のタイムスにありましたように高齢者の施設でのコロナのクラスター、そういうものに対してやはりこれから本当に、今月2月からはこの施設のPCR検査も県が行うということでもありますけれども、そういういろんな方々とも協力しながら、やはり高齢者の方々はリスクが大きいと思いますので、やはりそれを皆さんと協力しながら、できるだけクラスター発生を収めるということでの、いろんな情報共有とかというのは今後されるということでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 情報提供とか、共有して参りたいと考えております。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 よろしく願い致します。

昨日の全協でもありましたけれども、この施設を利用控えというのでは、やはり感染に不安があつてということを経理局長もおっしゃっていたと思いますけれども、それに対してもう少し具体的に、その手立てとしては今おっしゃったことをそれぞれの機関の皆さんと協力してやるということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 そうですね。事業所へ周知徹底して、アンケート調査等を取り、事業所の取組状況、そういったのを把握して集団指導等で指導を行っていきたいと考えております。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 わかりました。今年もまだ感染は広がるかもしれませんが、できるだけこういうリスクの高いところから感染を抑えていくということで、広域連合の役割はすごく大きいかなと思いますので、ぜひよろしくお願い致します。

続きまして②の地域支援事業推進についてですけれども、9市町村でなかなか人員確保ができず満たされていないというふうにありましたけれども、ぜひ構成市町村の担当課とも協力してお願いしたいと思います。

それでは続きまして地域支援推進員ですけれども、今年度から始まったことですが今回補正で30万円減となって、来年度については107万6,000円増というふうなことが提案されていますが、今年度30万円減になった要因と、あとは来年度に向けての具体的なそういう支援の在り方を教えていただけますか。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 では質問にお答え致します。

まず包括支援センターの人員配置については広域連合としましても、またしっかり体制整備

ができるように推進していきたいと考えております。

あと地域支援推進員の今回の予算減については、予算を減らすというよりも、採用のほうで4月の予定が5月からになったというところで、その分の1か月分の給与の減となっております。あと次年度の増については、会計年度任用職員の報酬の増と、あとは期末手当が前回はスタートの年ということで、最初の期末手当のほうで3か月分の算定であったというところで、令和3年度については増となっております。

すみません。あと地域支援推進員の対応については、現在市町村ごとのカルテを作成しているところでありまして。市町村ごとに、どのサービスが強くて、どの事業が弱いとかというのを分析して、その市町村ごとに合った支援の方法というのを今検討しております。どうしても今コロナの影響でなかなか市町村に赴くことができないんですけれども、これが落ち着けば、また積極的に市町村にも入って行って事業展開のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 一つ確認ですけれども、そうしますと地域支援推進員は各29市町村にお一人ずつ配置されているということでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答えします。

まず地域支援推進員については、広域連合に1名の配置になります。その1名が市町村を回りながら、ヒアリングも含めて行いながら市町村の分析を行って個別に対応していくと。なので、この推進員が事業を実際に実施するというわけではなくて、市町村が実施する事業を積極的に支援していくという形になります。以上です。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 とても大事な役割だと思

うんですけれども、お一人でかなり大変じゃないかなと思うんですが、その辺はお二人とか、あるいは1.5人というようなことは考えてはいらっしゃらない？

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

この地域支援推進員の配置については、本来であれば令和2年度に実施をしていって、実際、今後何名体制でいったほうが一番いいのかという調整のほうを行うということで考えていたんですけれども、今回コロナの影響でその辺の実際の業務ができていないというところもありまして、令和3年度については実際に業務を行ってみて、市町村に入って本当に必要な人数、今後どういう体制でいくかというのもしっかりつくって、もしかすると令和3年度の途中からなのか、令和4年度からなのかかわからないですけれども、しっかりした体制で進めていけるように考えております。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 この地域支援推進員が本当に必要な仕事ができるように、ちゃんと必要なときには増やしていくということをぜひよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員の質問を終わります。

続きまして、15番 喜屋武すま子議員の質問を許します。

○15番 喜屋武すま子 それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問ですけれども、高齢者がコロナ禍の中にあっても持続的に介護サービスが受けられる方策について。新型コロナウイルス感染症等の流行により、今や家庭生活や地域経済が脅かされ、また健康への不安を抱えている高齢者は、深刻な状況になっていると考えられます。高齢者が安心して持続的に安定した介護サービスが受けられるようにすることが緊要です。特にコロナ

禍により、市町村間に介護サービスに差異が生ずれば、令和6年度からの介護保険料均一賦課に影響を与えることが懸念されます。コロナウイルス感染の収束が見えない中、令和3年度は介護サービスの施策や対応をどのように考えておられるのか。従来どおりの施策なのか。具体的な対応策についてご答弁をお願いします。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 喜屋武議員のご質問、高齢者がコロナ禍の中にあっても持続的に介護サービスが受けられる方策について、お答え致します。

当広域連合と致しましては、感染症や災害が発生した場合であっても高齢者が必要なサービスを受けられるよう、介護サービス事業所の体制強化を推進して参ります。具体的には感染症対策及び業務継続に向けた取組方法等について周知徹底し、アンケートにより事業所の取組状況及び課題を把握します。明らかになった課題について集団指導で対策指導を行い、感染症に関連する研修会を実施して参ります。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 ご答弁ありがとうございます。

感染症対策で、これからアンケート調査ということなんでしょうか。現状を見ますと、先ほど伊計議員からもありましたように本当に、特に高齢者の施設においては感染症、集団クラスターが発生しておりまして、非常に深刻な状況になっているわけなんですね。このようなところで、現場に行ったら皆さんは確認というか、そういうことをなさっているのか。それが1点目です。

それから、やはり地域支援事業としてそれぞれのところで介護に向けていろんな取組をしているのですが、地域においても国や県の緊急事態宣言によって事業が中断して、お年寄りが引き籠もっている状況があるんですね。だ

からやはり身体機能が低下したりとか、そういうことが非常に懸念されておりますので、そういうところは各市町村またそれぞれ少し違いかもしれませんが、そのできないところをどのようにしてカバーをすればいいとか、市町村とそういう具体的な話合いを持っていきたいのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 現場を確認しているかということでございましたけれども、事業所からの報告でありまして、現場は今のところ確認はしておりません。発生した場合に現地調査ということではなく、普段から実地指導の中で指導、そういったのを行っております。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 まず地域支援事業の推進に関する質問について、お答えしたいと思います。

今お話があったようにコロナの影響で地域支援事業、通いの場も含めてなかなか事業展開ができない状況があります。市町村によっていろいろ、ウェブで体操のものを送ったり、あとDVD、おうちで運動ができるものを送ったりということで、構成市町村のほうでいろいろな対応策のほうを取っているのですが、それでもなかなか、ウェブの場合は見れるかどうかともわからないというところもあって大変厳しい状況ではあります。今、この事業に参加できない方達をそのまま放っておくということではなくて、市町村としましては定期的に連絡を取ったり、見守りをされている方が定期的に本人と連絡を取りながら連携が図れるようにということで、今取組を進めている状況であります。その辺についても市町村のいい取組があれば、積極的に広域連合のほうからまたほかの市町村にも情報を提供しながら、何とかこのコロナ禍を乗り切っていきたいと考えております。以上

です。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 やはり高齢者の方達が感染を抑制したり、今のように身体機能が低下しないようにすることはとても大切なことなので、ぜひ連携を図っていただきたいと思います。

ただ、この施政方針の中にもありますけれども、この新型コロナウイルス感染対策の中で、介護分野のところで介護分野の就労支援とか受け皿整備を中心に行うということと、そして広域連合においては「国の方向性を見据えながら事業執行に努め、介護保険制度の持続的発展のために、これまで以上に保険者機能を発揮し「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してまいります」と。これは国が提唱しているような言葉なんですけど、「我が事・丸ごと」というのは具体的に市町村に何を求めているのか。何をしてほしいのか。この「我が事・丸ごと」というのがよく国のほうで使われておりますけれども、その具体的な施策であるとか、どういう概念なのかを教えてくださいと思います。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 まず「我が事・丸ごと」のほうです。この「我が事・丸ごと」というのは、まず「我が事」というのが、他人事ではなくて我が事として事業を展開するようという考え方になります。「丸ごと」というのが、事業ごとの縦割りではなくて丸ごと一体的に事業を実施していくということの考え方が「我が事・丸ごと」と。どうしても今までの行政の場合は縦割りで、ほかの係のものは他人、ほかのものになったり、また利用者も他人事になったりというのがあるんですけれども、全てを自分のこととして、ほかの係・課も含めて一体的に推進していくというのが、この「我が事・丸ごと」の考え方になります。もちろん市町村のほうでもただサービスを提供するだけではなくて、

自分だったらどういうサービスだったら受けたいのかということも含めていろいろ考えてもらうと。その辺はまたヒアリングの中でも、実際どういうニーズがあって、何をしていくべきなのかというのはしっかり話しされております。

あと「丸ごと」についても、今まさに医療・介護連携というところで、介護だけではなくて医療、子育てから障害者まで一体的にいろいろな、予防も含めて事業展開ができるようにということで、広域連合としてもいろいろ進めております。この概念としましては、そういう考え方となります。以上です。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 これはよくわかっているんですけども、そしたら縦糸と横糸を結ぶというのか、もうこれがしっかりとできるように。今までは縦割りの制度だったけれども、横にもつないでいくということなんですよ。ですから実際の地域でそれを実現するということなんだけれども、実際に地域というのはもう壊れているんですよ。隣の人は何をしているのか、どうしているのか、どんな仕事をしているのか、何名の家族がいてどういうことをしているのかということもわからないぐらいに、もう地域というのは非常に壊れかけているわけなんです。ですから、この地域で支えていくということ、そのほうも議論しないといけないと思うんです。これはただ概念、理念、あるいはそういう心持ちというのかな、そういうものであるわけですよ。ですから地域で支えていくにはどうすればいいかというのは、やはりその地域づくりがしっかりとしていないと、これをどんなに叫んでもなかなか実現は難しいのかなとも私は思っているんです。ですから、そういうところも話し合いを各市町村としていただけないかという私の要望です。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議員のおっしゃった

とおриだと思うんですが、やはり地域のことは地域がよくわかるんですね。介護保険広域連合がわかるんじゃないくて、地域のことは地域がよくわかる。でも私も、この介護保険広域連合の中から構成29市町村を見るとほかの保険者の町よりは、この地域のつながりというのはまだまだ強いと思っています。しかしながら、近年は核家族化とかそういう、職場が遠くなるという形で隣近所の付き合いというのが少なくなってきたわけですが、この分については令和3年度に少し、考え方としまして努力支援交付金をまだ具体的に支出はしていませんが、通いの場を多くつくれば、そういうのも少し緩和されていくのではないかとということで考えています。あとは地域での支え合いをする人材を育てていくと。出身の北中城村ではそういう活動しておりますが、まだまだ構成市町村の中でこの分が定着をしていけませんので、そういう活動をするために地域推進指導員を活用して、こういう人材を各地で多くつくっていくというのを令和3年度の大きな目標にしております。そういうことを地道に重ねることによって、今おっしゃっていることが改善していく部分だと思います。

あと地域のまちづくりについては、地域の首長が方向性をつけていろんな地域づくりをしていますので、我々ができる分野のお手伝い、ご支援というのは当然やっていくべきですので、そういうことも含めて構成29市町村と話し合いをしながら進めて参りたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 やはり今おっしゃったように地域で仕掛け人をつくるというのかな、そういうことはとても大事なので、広域圏のほうでもぜひいろんな地域と連携していただいて、人材を育てて、国もやっとかさ動いたのかなという感じがありますので、ぜひご尽力いただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

ます。

○議長 神谷嘉栄 これで喜屋武すま子議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩致します。

休 憩 （午前11時11分）

~~~~~

再 開 （午前11時24分）

○議長 神谷嘉栄 再開致します。

日程第10 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてご説明します。

本件は、本広域連合の當眞淳副広域連合長が令和2年12月29日付で任期満了になったことから、副広域連合長を選任するものであります。引き続き副広域連合長として當眞淳宜野座村長を選任致したく、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

2枚目に履歴書を添付しておりますので、お目通しをお願い致します。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり可決されました。

日程第11 承認第1号 専決処分の承認についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 承認第1号 専決処分の承認についてご説明します。

本件は、地方税法の一部を改正する法律により、延滞金の割合等の特例が令和3年1月1日に施行されることとなったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき広域連合長において、令和2年12月25日に「沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」を専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

改正内容については、地方税の延滞金、還付加算金の算定などの数値として用いられていた特例基準割合が地方税法の一部改正により「延滞金特例基準割合」に変更されたことにより、関係する条文について改正を行うものであります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第1号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第1号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画についてご説明します。

本件は、第2次沖縄県介護保険広域連合広域計画の期間が令和2年度に終了することから、本広域連合の円滑な運営及び総合的かつ計画的な施策を推進するため、地方自治法第291条の7第1項の規定及び沖縄県介護保険広域連合規約第5条の規定に基づき広域計画を作成し、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございせんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第1号 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、沖縄県介護保険連合第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を改定する必要があることから介護保険条例の一部を改正するものであります。

第8期介護保険料率については、第7期に引き続き市町村ごとの給付実績と予想される介護保険サービスの見込み量によって3つのランクに分け、所得水準に応じて12段階の保険料を設定しております。この条例は、令和3年4月1日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 伊・正徳議員。

○11番 伊✓正徳 まず議長に確認許可をお願いしたいと思います。

もちろん一部改正、条例の内容を1点目に確認するのですが、この条例の改正は8期介護事業計画に基づいた保険料の改定ということになりますけれども、会期ごとにこのように改正されるはずで、それに関連しまして、今回日程表を見ましたら均一賦課に関しても関連すると思いますので、その部分と2点を質疑したいのですが、2点目の均一賦課については1件だけですので会長に質疑を求めたいと思います。議長、許可を願いたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 はい。

○11番 伊✓正徳 よろしいですね。

では2点ですので、まず今回の条例改正、8期の計画全体を網羅したこの計画書を見ました。今この条例が議決されますと、各市町村のランクが掲載されてくると思います。今回よく見ましたら少々金額がアップされた状況でありまして、そしてさらにランクのほうを見ましたら、市町村構成の件数としましてはあまり変動はないのですが、市町村の入れ替わりがほとんどありますね。市町村の1ランク、2ランク、3ランクの入れ替わりがあるんですけれども、そのあたりももろもろ計画のほうではいろんな事業を皆さんが強化するためにこのように、また強化不足だったところを強化するという形になって、算定したらこのような形で各市町村ごとに入れ替わりされていると思いますので、このあたりの説明を各市町村がどのような状況

で変動したのかを1点お伺いしますね。大丈夫ですか。

それと2点目です。今回均一賦課に関しまして、日程を見ましても質疑するところがなくて申し訳なくて、今回この方法でやりたいと思うんですけども、一点だけぜひ確認させて下さい。10月7日付で、市町村広域連合会長から構成市町村長殿という形で同意書が添付されていますが、その同意書、均一賦課にすることを第9期保険事業計画、令和6年から令和8年に実施することを同意するという事になっていきます。これに関しまして私はどうも、新年度から3年の間いろいろ事業の説明はありました。そして各市町村の説明会なども行う期間として、9期から完全実施に入るんだということで同意を得ているということも伺っております。心配なのは、これから市町村に行って各説明会等をもしなさるのでしたら、その中から何らかの変動があったり、住民からの意見などが、異議があったりする可能性も出てくるんじゃないかと心配されますが、そのあたりも今回決定ということで同意されていますけれども、会長、このあたりは心配ないのかどうか。私はどうしても気になりまして、一言会長にその件と2点お伺いします。

○議長 神谷嘉栄 広域連合長。

○広域連合長 當山 宏 ただいま質疑のあった件についてお答えしたいと思います。まず1点目については、ここは具体的な細かな説明が必要だと思いますので、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

2点目にありました令和6年度から予定をされています保険料の統一化、その件については私のほうから説明をさせていただきたいと思います。確かに今おっしゃるように統一化をすることによって、これまでの保険料の変更が予想されます。ただ、これについては長年の懸案でございまして、連合結成当時の懸案で

あったというふうに思っております。15年余りたちまして、ようやくその状況が今整ってきたという状況だと思います。したがって、本来であればこの8期から、その統一を図るべきではないかというような検討もされてきたところなんですけれども、やはりまだ市町村によってはもう少し検討が必要だと。住民への説明も必要だというような懸念等もございまして、それでは9期からということになってきたところでありまして。令和6年度の9期からの統一化については先ほど議員からもございましたけれども、10月7日の構成市町村長の運営会議で決定をしております。それについてはご承知のことだと思います。ですから、この8期の3か年間で、今議員がおっしゃったようないろんな不安等もあるかもしれませんが、十分な説明を尽くしながら、その環境を整えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 では1番目の質疑にお答え致します。

まずこの市町村の変動については、市町村ごとに広域連合の場合は保険料を算定しております。その保険料の算定については市町村ごとの給付費、あと人口、所得段階とか、いろんな情報を基に市町村ごとに保険料を算定しております。今保険料の算定をした結果、もともと1ランクだったところが2ランクになったりとかというのもちろん出てくるんですけれども、それは市町村ごとの実際の現状に合わせた保険料の設定を行うということで、今回このランクの設定を行っております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 11番 伊・正徳議員。

○11番 伊✓正徳 わかりました。ありがとうございます。

会長、今会長からの説明もあったんですけども、もちろん同意されたことは理解はします。

重々私も理解していますけれども、本来だったら今日はここに8期からのスタートであるべきだったのではなかろうかと思ったりはしたんですけれども、さらにこれから3年間、今心配もないですよということで、ここでぜひ会長から。私は地元に戻りましたら、この懸案をそのままそっくり議会のほうには全部報告して、これまでの経緯などもやります。やっています。今まで均一賦課に向けてもやるということでやってきたんですけれども、そういう状態になったということもあります。そして、既に村長なども重々承知して、同意したということで確認はされました。しかし私から見たら、本当に心配ないのかどうか。これから住民説明とかいろんなことを、やってなかったことを、賛成の市町村も反対の市町村も全部やらなければいけないということになるはずです。となると、いろんな意見が出てくる可能性が出て、その場合も「もうこうしますよ」ということで執行部は押し切ってやるということで、確実にここで会長から力強く私達にお願いしたいと思います。どうですか。

○議長 神谷嘉栄 広域連合長。

○広域連合長 當山 宏 答弁をしたいと思います。

9期から確実に均一賦課を広域連合として行うかということですが、これについては先ほど申し上げましたように構成市町村の首長の皆さんの総意で決定をした事項でありますので、確実に9期から均一賦課を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これ

で討論を終わります。

これから議案第2号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第2号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 失礼しました。議案第3号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例についてご説明します。

本件は、沖縄県介護保険広域連合が保有する公文書の適切な取扱いを確保するために、情報公開条例を改正するものであります。

広域連合では、これまで情報公開の事務執行において救済と制度運営に関する機関を区分せず、情報公開及び個人情報保護審議会では対応していましたが、事務の適切な取扱いを確保するため、救済機関として「情報公開及び個人情報保護審査会」を制度運営機関として「情報公開及び個人情報保護審議会」を設置したことから、所要の改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

んか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第3号 沖縄県介護保険広域連合情報公開条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例についてご説明します。

本件は、沖縄県介護保険広域連合が保有する個人情報の適切な取扱いを確保するため、個人情報保護条例を改正するものであります。

広域連合では、これまで個人情報保護の事務執行において救済と制度運営に関する機関を区分せず、情報公開及び個人情報保護審議会に対応していましたが、事務の適切な取扱いを確保するため、救済機関として「情報公開及び個人情報保護審査会」を制度運営機関として「情報公開及び個人情報保護審議会」を設置したこと

から、所要の改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第4号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、新たに設置した沖縄県介護保険広域連合情報公開及び個人情報保護審査会委員の報酬等の設定を行う必要があることから改正するものであります。この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第5号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第6号 沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第6号 沖縄県

介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、新たに設置した沖縄県介護保険広域連合情報公開及び個人情報保護審査会を附属機関として位置付ける必要があることから改正するものであります。この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第6号 沖縄県介護保険広域連合附属機関設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第7号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第7号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をご説明します。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものであります。この条例は、令和3年4月1日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。したがって議案第7号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものであります。この条例は、令和3年4月1日から施行し、附則、ただし書については公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

んか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものであります。この条例は、令和3年4月1日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第9号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議事運営の都合上、そのまま継続させていただきますことをご了承下さい。

日程第21 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものであります。この条例は、令和3年4月1日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。した

がって議案第10号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第11号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第11号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明します。

一般会計補正予算（第2号）は、既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億7,862万1,000円とするものであります。今回の歳入歳出予算の補正は、歳出に係る不用見込み額や最終支出額を見越して関連する歳入歳出予算を増減するものが主な内容になっております。

それでは、歳入歳出補正予算の主な増減について事項別明細書でご説明をします。まず、歳入についてご説明します。5ページをお開き下さい。3款2項2目国庫補助金653万4,000円は、介護認定支援システム、介護保険事務処理システム改修に係る補助金であります。

4款2項1目事業費補助金64万9,000円の減額は、離島等介護サービス確保渡航費等補助金の実績見込みに伴う減であります。

9款3項1目雑入55万8,000円は、主に公用車リコールに伴う車検費用の戻入れであります。

次に歳出について、6ページから順次ご説明をします。1款1項1目議会費110万5,000円の減額は、議会開催実績見込みによる費用弁償の減であります。

2款1項1目一般管理費537万4,000円は、介

護認定支援システム及び介護保険事務処理システムの改修に伴って、12節システムカスタマイズ委託料が増額になったことが主な要因であります。

2款1項4目財政調整基金4,624万4,000円は、財政調整基金への積立金であります。

2款2項1目賦課徴収費420万9,000円の減額は、会計年度任用職員報酬等に不用額が生じたことが主な要因であります。

2款3項1目調査認定費3,930万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により審査会委員報酬、主治医意見書作成料、認定調査委託料に不用額が生じたことが主な要因であります。

2款4項1目給付管理費18万6,000円の減額は、2目事業者指定等事業費の旅費等に不用額が生じたことが主な要因であります。

2款8項1目障害支援区分認定等事業費37万5,000円の減額は、職員の児童手当、共済組合負担金の減によるものであります。

10ページ、11ページの給与費明細書の説明については省略させていただきます。

以上で一般会計補正予算（第2号）のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 すみません、伊計です。一つだけちょっと確認したいことがあるんですが、教えていただきたいことがあるんですが、歳入のほうの9款諸収入の3項雑入のところで、生活保護者の審査判定委託料等が11万7,000円減ということなんです、委託料の生活保護者の審査の、この具体的な中身をちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○議長 神谷嘉栄 認定課長。

○認定課長 與那覇 準 これの内容ですね。

これは県の保険事務所、あるいは市の保険事務所のほうから私達のほうに審査判定の依頼が来るものです。これを私達のほうで審査会を運営しておりますので、その分の手数料としての委託料が入ってくるものですね。ここに当初計上したものは前年度の実績を基に計上していきますけれども、今年度はコロナの影響があったと思いますけれども、県の保険事務所等からの依頼件数が減りまして、その分の実績見込みとしての減額でございます。以上です。

○議長 神谷嘉栄 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 伊計です。

この広域のほうに生活保護の審査の依頼があると。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑はありませんか。

14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 すみません、歳出の部分で何点か伺いたいと思います。

8ページのほうにあります調査認定費の部分について、伺いたいと思います。コロナの影響で令和2年度は減額になったということなんですけれども、新規申請で認定できなかった分の件数は現時点でどれぐらいあるのか。また、更新についてできなかった部分の件数がどれぐらいあるのか。この認定調査自体は、具体的にいつの時点からストップをしているのかというのがわかれば、お願いしたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 認定課長。

○認定課長 與那覇 準 新規申請につきましては全て調査することになっておりまして、これは調査を実施しております。認定に至らなかったというものはございません。

更新につきましては本人の、要介護者の状態像が変化がなければ12か月を加算して、その人のいわゆる有効期間、それを延長することができる特別な措置がありましたので、それを適用

して調査をせずに、これはコロナの感染防止対策としてということで、12か月を加算して調査をしておりません。その件数としましては、3月末まででおおよそ4,600から5,000件を見込んでおります。既にその4,000件余りは出てきていまして、大体それぐらいを見込んでいる状況です。

これがいつの時点からかと言いますと、このコロナはこれが顕在化して社会問題化していく、あるいは私達保険者にとっても影響が出てきたというのが去年の2月頃、2月の後半から実際影響が出てきましたけれども、それによって調査に影響が出たのは去年の4月以降でございます。4月以降につきましては、厚労省としては特別な取扱いができますということで、臨時的取扱いと言いますけれども、それを適用していったために調査の件数が減っていったということでございます。以上です。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第11号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第12号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第12号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号)についてご説明します。

特別会計補正予算(第3号)は、既存の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,705万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を353億9,388万5,000円とするものであります。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳出における不用見込額や最終支出額を見越して関連する歳入歳出予算を増減するものが主な内容になっております。

歳入歳出補正予算の主な増減について、事項別明細書でご説明をします。まず歳入について、5ページをお開き下さい。3款1項1目介護給付費負担金9,032万円の減額は、介護サービス等給付費などの実績見込額によるものであります。

3款2項6目介護保険災害臨時特例補助金5万1,000円は、東日本震災避難者第1号保険料の減免措置による交付分であります。

4款1項1目介護給付費交付金1億1,857万6,000円の減額は、介護サービス等給付費などの実績見込額によるものであります。

5款1項1目介護給付費負担金5,241万2,000円の減額は、介護サービス等給付費などの実績見込額によるものであります。

6款1項1目利子及び配当金4,000円は、介護給付費準備基金の預金利子であります。

11款3項1目第三者納付金420万1,000円は、第三者行為による損害賠償金を納入するものであります。

次に歳出について、7ページから順次ご説明をします。1款1項1目介護サービス等給付費

4億774万7,000円の減額は、各給付費において12月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款2項1目介護予防サービス等給付費7,493万2,000円の減額は、各給付費において12月までの給付実績を踏まえ最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款3項1目審査支払手数料166万6,000円は、12月までの手数料実績を踏まえ、最終手数料見込額を考慮したことによるものであります。

1款4項1目高額介護サービス等費6,877万1,000円は、12月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款5項1目特定入所者介護サービス等費2,272万8,000円の減額は、12月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

2款2項2目介護給付費適正化事業25万円の減額は、12月までの実績を踏まえ、最終見込額を考慮したことによるものです。

4款1項1目保健福祉事業費68万4,000円の減額は、12月までの実績を踏まえ、最終見込額を考慮したことによるものであります。

5款1項1目給付費準備基金積立金1億7,791万2,000円は、補正予算における歳入歳出差引分を積立金として計上するものであります。

7款1項2目償還金94万円は、主に介護保険料過誤納返還金が生じたことであります。

11ページの給与明細書については省略させていただきます。

以上で特別会計補正予算（第3号）のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 歳入の6ページ、11款3項1目なんですけれども、ここに第三者納付金が420万1,000円出ておりますけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 第三者行為による損害賠償金の金額については、これは事故によります損害賠償金ということで、その対象者がサービスを受給した方について、加害者側の過失で支払われます。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 すみません、今説明があったんですけどもよくわからないので、もうちょっと詳しくお話できませんか。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 （午後0時17分）

~~~~~

再 開 （午後0時18分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

業務課長。

○業務課長 大城善則 今回は、この4件の損害賠償金が入金されております。このサービス費から交通事故の損害による場合は、そのサービス給付費から払うべきじゃないということで、その利用した分を賠償金として加害者側からその分を受け取っております。

○議長 神谷嘉栄 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 わかりました。ありがとうございます。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑ございませんか。

25番 新垣幸子議員。

○25番 新垣幸子 25番 新垣です。1点ほど確認をしたいことがあります。

歳出の分なんですけれども、7ページから8ページにかけてなんですけど、1款1項1目居宅介護福祉用具購入費が151万7,000円の減。それから1款2項1目介護予防福祉用具購入費265

万8,000円の減。それから1款2項1目介護予防住宅改修費が314万9,000円の減となっております。これは説明の中では、12月までの給付実績を踏まえ最終給付見込額を考慮して減額をしたとありますけれども、例えばこれから2か月、3月までに追加の申請とかそういったこともいろいろ考慮をして、そういう補正になったのかどうか。ちょっと不安といいますか、そういった追加のほうが出てこないかどうか、ちょっと確認をしたいと思ひまして、よろしくお願い致します。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 大城善則 お答え致します。

11月までの実績を見込んで、残りについては見込み、一番これまで多かった月の額を計上して補正は組んであります。これで十分足りると考えております。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第12号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第13号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第13号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算についてご説明します。

令和3年度一般会計予算は、第8期介護保険事業計画の初年度になることから、第7期介護保険事業計画の施策成果を踏まえ、事務の効率化・効果的運用を図り、住民の多様化した介護ニーズに迅速かつ的確に対応できるように、最大限の努力を傾注して調製したところであります。

以上のような志向で編成した、令和3年度一般会計予算の歳入歳出総額は、15億6,362万8,000円で前年度比3,372万9,000円、2.2%増となっています。増額になった主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時的な取扱いで更新していた前年度の認定調査を本年度実施することで調査認定費が前年度比6,803万7,000円、22.2%増になったことによるものであります。

続いて予算の概要を申し上げます。まず、歳入について、予算書の6ページから順次ご説明します。1款分担金及び負担金は、前年度比4,875万9,000円、4.7%増の10億8,070万9,000円となっております。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による現年度分調査認定費負担金の増によるものであります。

2款使用料及び手数料は、前年度比3万3,000円、1.4%減の229万2,000円となっております。

3款国庫支出金は、前年度比16万7,000円、0.06%増の2億9,707万7,000円となっております。この主な要因は、システム改修補助金の増によるものであります。

4款県支出金は、前年度比153万5,000円、

1.0%増の1億5,982万8,000円となっております。この主な要因は、離島等介護サービス確保渡航費等補助金の増によるものであります。

7款繰入金は、前年度比1,685万3,000円、59.5%減の1,147万9,000円となっております。財政調整基金から歳出に対する歳入不足を補うために繰り入れるものであります。

8款繰越金は、前年度同額の1,100万円となっております。

9款諸収入は、前年度比15万4,000円、14.2%減の124万1,000円となっております。

次に歳出について、11ページから順次ご説明します。1款議会費は、前年度比102万2,000円、23.8%減の327万8,000円を計上しております。減になった要因は、費用弁償の減によるものであります。

2款1項総務管理費は、前年度比2,568万2,000円、5.2%減の4億7,071万6,000円を計上しております。減になった主な要因は、1目一般管理費における介護保険事業計画策定委託料と専用回線電算通信の減によるものであります。2款2項賦課徴収費は、前年度比521万3,000円、7.6%増の7,402万4,000円を計上しております。増になった主な要因は、コンビニ収納業務の開始により収納委託手数料が発生したことによるものであります。2款3項調査認定費は、前年度比6,803万7,000円、22.2%増の3億7,390万5,000円を計上しております。増になった主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時的な取扱いで更新していた前年度の認定調査を本年度実施することで審査会委員報酬、主治医意見書作成料、認定調査委託料等が増額したことによるものであります。2款4項給付管理費は、前年度比13万1,000円、1.6%減の826万6,000円を計上しております。減になった主な要因は、2目事業者指定等事業費の旅費の減額によるものであります。2款5項低所得者対策費は、前年度比68万3,000円、8.5%増の

872万8,000円を計上しております。増になった主な要因は、介護保険利用者負担補助金の増額によるものであります。2款6項趣旨普及費は、前年度比1,245万2,000円、50.5%減の1,219万2,000円を計上しております。減になった主な要因は、ホームページをリニューアルする業務委託料と第8期介護保険事業計画パンフレット印刷製本費の減額によるものであります。2款7項離島等支援事業費は、前年度比159万4,000円、24.4%増の813万2,000円を計上しております。増の主な要因は、離島等支援事業委託料の増額によるものであります。2款8項障害支援区分認定等事業費は、前年度比163万9,000円、12.4%減の1,158万9,000円を計上しております。減の主な要因は、職員人件費の減額によるものであります。2款9項地域支援事業費は、前年度比15万9,000円、15.7%減の85万6,000円を計上しております。減の主な要因は、職員旅費の減額によるものであります。

3款公債費は、前年度同額の8万6,000円を計上しております。

4款諸支出金、3項繰出金は、前年度比71万3,000円、0.1%減の5億8,885万4,000円を計上しております。減の要因は、低所得者保険料軽減事業の繰出金の減額によるものであります。

5款予備費は、前年度同額の300万円を計上しております。

以上で令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 伊・正徳議員。

○11番 伊✓正徳 一点だけお願いします。

金額はちょっと小さいんですけども、歳出の11ページですか、一般管理費、報酬のほうで

す。ここに情報公開及び個人情報保護審議委員、そして情報公開及び個人情報保護審査委員、それぞれ今回、条例改正に基づいた予算計上だと思われませんが、これは何名で、何回なのか。それぞれ金額が変わるんですが、どのような方法で実施されるのか。

また、先ほどの条例改正の中では、その他の事項については規定があるということで、規定がちょっと見当たらずで、5名以内とかになっているはずですが、この予算の計上は14万円と2万8,000円、どのような方法で予想したのか、お願いします。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 （午後0時31分）

~~~~~

再 開 （午後0時32分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

まず個人情報保護審議会のほうについては、委員は5名で3回を予定しております。個人情報保護審査会のほうは3名で1回を予定して予算計上を行っております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 11番 伊・正徳議員。

○11番 伊・正徳 これは9,300円で割ったら、予算はそういう形になりますけれども、私はさらにもう一度聞きたいのは、各市町村にも情報公開条例などが全部ありますが、事実、私達の情報などは、年3回とか今予算計上がされていますけれども、実際の事案としてはどのような状況で、今新たに審査会に付するということがあるんですけれども、5名以下と3名以下でしたか。今説明のほうはあったんですけれども、その方々はこれから委嘱すると思うのですが、実際どういったことがあるんですか。この内容をちょっと聞きたいです。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

まず審査会については、不服審査法に基づく請求があった場合に審査を行います。今1回を予定しているんですけれども、これまで広域連合を設立して今まででまだ1回、この審査会があったということで、今1回だけ予算計上を行っております。

あと審議会のほうについては、実際は広域連合に情報開示を求める…。例えば市町村のほうから認定情報の開示請求であったり、一覧の開示とか、あとはまた個人からの情報開示、あと死者のものもいろいろあるんですけれども、それを審議会に聞いてから開示ができるということもありまして、それに合わせて、この審査会に上げる事情が出てきたときに迅速に対応できるように3回分を予定しているというところであります。

○議長 神谷嘉栄 11番 伊・正徳議員。

○11番 伊・正徳 最後の3回ですけれども、大変申し訳ないです。

要するに審査会にかけろべき事案と、審議会だけで済まされる事案があるという解釈でよろしいんですか。そういう形に今私は聞こえますけれども、そういうことでしたら金額が変わって、1回で済まされる。私は同額であるべきだったのかなと。先ほど局長から今までは審査も審議も同一で担っていたという形の話をしていましたものですから、今は分離されて、条例もこのように取ったと思うんですけれども、では付すべきことと審査会に付さないべき事案があって、そういう形の単価で予算を計上されているという解釈で合っているかどうか。それを最後をお願いします。

○議長 神谷嘉栄 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

まず、この審議会と審査会の違いについては、審議会はこの制度の運営に必要な審議を行う機関になります。審査会のほうが不服申立てとか、審査請求があった場合の対応をすることになる

んですけれども、同じだった場合に、例えば審議会で許可したものを、審査請求が出たときに同じ機関が審査するというのもちょっとおかしい話になってくるんじゃないかといういろいろ議論があって、それで今回からやはり審議会は審議会で運営に必要な審議を行う機関と。審査会はそれをまた審査する機関ということで、設置のほうを考えております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第13号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第14号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第14号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算についてご説明します。

令和3年度特別会計予算は、第8期介護保険事業計画の初年度になることから第7期介護保険事業計画の施策成果を踏まえ、事業計画で設定されている6つの基本方針を具現化し、住民の多様化した介護ニーズに迅速かつ適確に対応

しつつ、併せて介護保険事業の健全な運営に努めることを意識して、厳しい財政状況を鑑み最大限の努力を傾注して調製したところであります。

以上のような認識と志向で編成した令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算の歳入歳出予算総額は、357億2,132万円で前年度比7億1,291万3,000円、2.04%増となっています。増額になった要因は、介護サービス給付費における居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の顕著な伸びによるものであります。

続いて予算の概要を申し上げます。まず歳入について、予算書の7ページから順次ご説明します。歳入の根幹となる1款保険料は、第8期介護保険料事業計画値を基に、前年度比1億6,616万5,000円、2.3%増の72億5,330万1,000円となっております。現年度分特別徴収保険料で2億1,544万8,000円増になった一方で、現年度分普通徴収保険料は5,417万3,000円の減となっております。

2款分担金及び負担金は、前年度比9,036万3,000円、2.0%増の45億1,764万7,000円となっております。増の主な要因は、市町村介護給付費負担金6,919万6,000円の増によるものであります。

3款国庫支出金は、前年度比6,301万円、0.7%増の84億9,089万1,000円となっております。その内容は、1項国庫負担金、前年度比9,750万2,000円、1.6%増の60億1,951万8,000円、2項国庫補助金、前年度比3,449万2,000円、1.4%減の24億7,137万3,000円となっております。

4款支払基金交付金は、前年度比1億4,956万8,000円、1.6%増の93億4,859万8,000円となっております。

5款県支出金は、前年度比1億357万5,000円、2.0%増の51億6,468万7,000円となっております。その内容は、1項県負担金、前年度比

8,240万8,000円、1.7%増の48億1,363万7,000円、2項県補助金、前年度比2,116万7,000円、6.4%増の3億5,104万9,000円となっております。

8款繰入金は、前年度比1億3,979万4,000円、17.7%増の9億3,165万5,000円となっております。その内容は、1項の基金繰入金、前年度比1億4,050万8,000円、69.5%増の3億4,280万2,000円、2項の一般会計繰入金、前年度比71万4,000円、0.1%減の5億8,885万3,000円となっております。

9款繰越金は、前年度同額の1,400万円となっております。

11款諸収入、3項雑入は、前年度比6,000円、12.2%増の5万5,000円となっております。

次に歳出について、15ページから順次ご説明します。1款1項介護サービス等諸費は、前年度比7億1,454万2,000円、2.4%増の305億1,262万5,000円を計上しております。増になった主な要因は、居宅介護サービス給付費4億933万1,000円、施設介護サービス給付費3億6,379万3,000円が増額になったことによるものであります。1款2項介護予防サービス等諸費は、前年度比2,360万5,000円、3.4%減の6億6,121万7,000円を計上しております。減になった主な要因は、介護予防サービス給付費1,626万2,000円、地域密着型介護予防サービス給付費632万8,000円が減額になったことによるものであります。1款3項その他諸費は、前年度比188万1,000円、6.0%増の3,314万7,000円を計上しております。1款4項高額介護サービス等費は、前年度比2,989万2,000円、3.1%増の9億9,394万9,000円を計上しております。1款5項特定入所者介護サービス等費は、前年度比1億6,914万1,000円、13.0%減の11億3,184万2,000円を計上しております。

2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、前年度比34万5,000円、0.03%増の12億

8,955万6,000円を計上しております。2款2項包括的支援事業・任意事業費は、前年度比1億1,008万7,000円、12.6%増の9億8,489万2,000円を計上しております。その内容は、1目包括的支援事業・任意事業費で、前年度比1億977万5,000円、12.8%増の9億6,576万9,000円を計上しております。2目の介護給付費適正化事業、前年度比31万2,000円、1.6%増の1,912万3,000円を計上しております。2款4項その他諸費は、前年度比3万9,000円、1.9%増の209万8,000円を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金、5款基金積立金は費目存置となっております。

4款1項保健福祉事業費は、前年度比3,715万円、342.9%増の4,798万4,000円を計上しております。増になった主な要因は、市町村の保険福祉事業の基盤整備を図るために保険者機能強化推進交付金市町村補助金を当初予算で計上したことによるものであります。

6款公債費、前年度同額の166万9,000円を計上しております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1,172万2,000円、56.9%増の3,233万6,000円を計上しております。

8款の予備費は、前年度同額の3,000万円を計上しております。

以上で令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議案第14号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり決定しました。

日程第27 閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の

整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をしました。

これで本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和3年第57回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。おつかれ様でした。

閉 会 (午後0時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

神 谷 嘉 栄

沖縄県介護保険広域連合議会副議長

山 城 良 一

署名議員 (議席番号16番) 比 嘉 麻 乃

署名議員 (議席番号17番) 徳 田 将 仁